

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第37号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
(船員の勤務時間の特例) 第7条 条例第8条の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項に規定する <u>教育職給料表(1)</u> 又は <u>海事職給料表</u> の適用を受ける職員とする。 2 略	(船員の勤務時間の特例) 第7条 条例第8条の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項に規定する行政職給料表又は <u>教育職給料表(1)</u> の適用を受ける職員とする 2 略												
(特別休暇) 第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	(特別休暇) 第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。												
<table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	略		<table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>(2) 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		(2) 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	略	
略													
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間												
略													
略													
(2) 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間												
略													

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間
略	

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(2) 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間
略	

附 則

この規則は、平成21年5月21日から施行する。ただし、第1条中職員の勤務時間、休暇等に関する規則第7条の改正は、公布の日から施行する。